

かほく市復旧・復興計画



令和7年3月
かほく市

| | |
|-----------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1. 計画策定の目的 | 2 |
| 2. 計画の基本理念と基本方針 | 2 |
| 3. 計画の体系 | 3 |
| 4. 計画期間 | 4 |
| 5. 計画の推進体制 | 4 |
| 第2章 基本方針別施策 | 5 |
| A. 暮らし・住まいの再建 | 6 |
| B. インフラの早期復旧 | 12 |
| C. 地域産業の再建 | 21 |
| 第3章 今後の防災対策 | 22 |

<凡例>

| | |
|---|-------------------|
|  | 当面の取り組み【着手済み】 |
|  | 当面の取り組み【今後着手】 |
|  | 今後を見据えた取り組み【着手済み】 |
|  | 今後を見据えた取り組み【今後着手】 |
|  | 実施予定、必要に応じて実施するもの |

※それぞれ点線で示すものは、事業完了期間が「未定」であるものや「必要に応じて延長」するものなどです。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的

令和6年1月1日午後4時10分に発生した令和6年能登半島地震では、本市においても最大震度5強を観測し、人的被害はありませんでしたが、液状化現象や多数の家屋等の損壊、道路の陥没・隆起など未曾有の大災害となりました。

今回の震災からの暮らし・住まいの再建のほか、インフラの早期復旧、地域産業の再建を目指し、市民の皆様が安心して暮らせるよう、関係機関と連携し取り組みを進める必要があります。

このため、復旧・復興の全体像が見える化し、ハード・ソフト両面の取り組みを網羅した「かほく市復旧・復興計画」を策定します。

2. 計画の基本理念と基本方針

【基本理念】

～ 市民とともに進める着実な復興 ～

復旧・復興の過程において、地区説明会等を通じ、地域の特性や住民の声を反映した計画を策定することが重要です。地域のステークホルダーの参画が地域コミュニティの強化につながり、持続的で魅力的な地域づくりが可能となります。

また、復旧・復興にあたっては、今後の災害リスクに対する強靱な防災機能を備えた地域の再生を基本とし、インフラの耐震化や避難所の充実、災害発生時に迅速かつ効果的に対応できる体制づくりなど、ハード・ソフト両面における防災力向上を図ることとします。

今後実施する様々な取り組みにより、市民が安心して暮らせる環境を整えることが最も重要であり、市民の暮らしを支援し、心身ともに安心できる生活環境を提供するとともに、地域全体で協力し合いながら、共に地域の未来を創り上げることを目指します。

【基本方針】

A . 暮らし・住まいの再建

B . インフラの早期復旧

C . 地域産業の再建

震災からの復旧・復興に向けた基本方針を、上記の3つの柱に分類し、それぞれに主な取り組みと見込まれる事業期間を定め計画を推進します。

また、計画は財政状況や今後の取り組みの進捗、市民の皆様や地域のニーズに合わせ、柔軟に対応することとします。

なお、この計画は、復興作業が緒に就いた時点（令和7年3月）で策定したものです。液状化対策については、過去の例からも完了までに長期間を費やすことが見込まれることから、地区説明会等の開催を通じて市民の皆様の対話を重ねながら事業を進めて参ります。

3. 計画の体系

【基本理念】

【基本方針】

【主な取り組み】

市民とともに進める着実な復興

A.暮らし・住まいの再建

I. 生活再建に向けた支援

1.被災者生活再建支援金 2.その他、生活再建に向けた支援

II. 住宅再建等の支援

1.公費解体 2.宅地の液状化対策 3.耐震診断、改修

III. 土地境界の画定

1.土地境界の画定

B.インフラの早期復旧

I. 液状化被害の対策【液状化対策地区】

1.液状化対策工法の検討 2.実証実験の実施 3.液状化対策工事の実施

II. 公共土木工事の促進【液状化対策を要しない地区】

1.道路、公園等土木施設の復旧

III. 上下水道施設工事の促進【液状化対策を要しない地区】

1.上下水道施設の復旧、耐震化

IV. 農地・農業用施設工事の促進

1.農地の復旧 2.農業用施設の再建

V. 地域コミュニティ施設等の再建促進

1.地域コミュニティ施設の復旧、耐震化 2.スポーツ施設の復旧 3.私道などの復旧

C.地域産業の再建

I. なりわいの再建に向けた支援

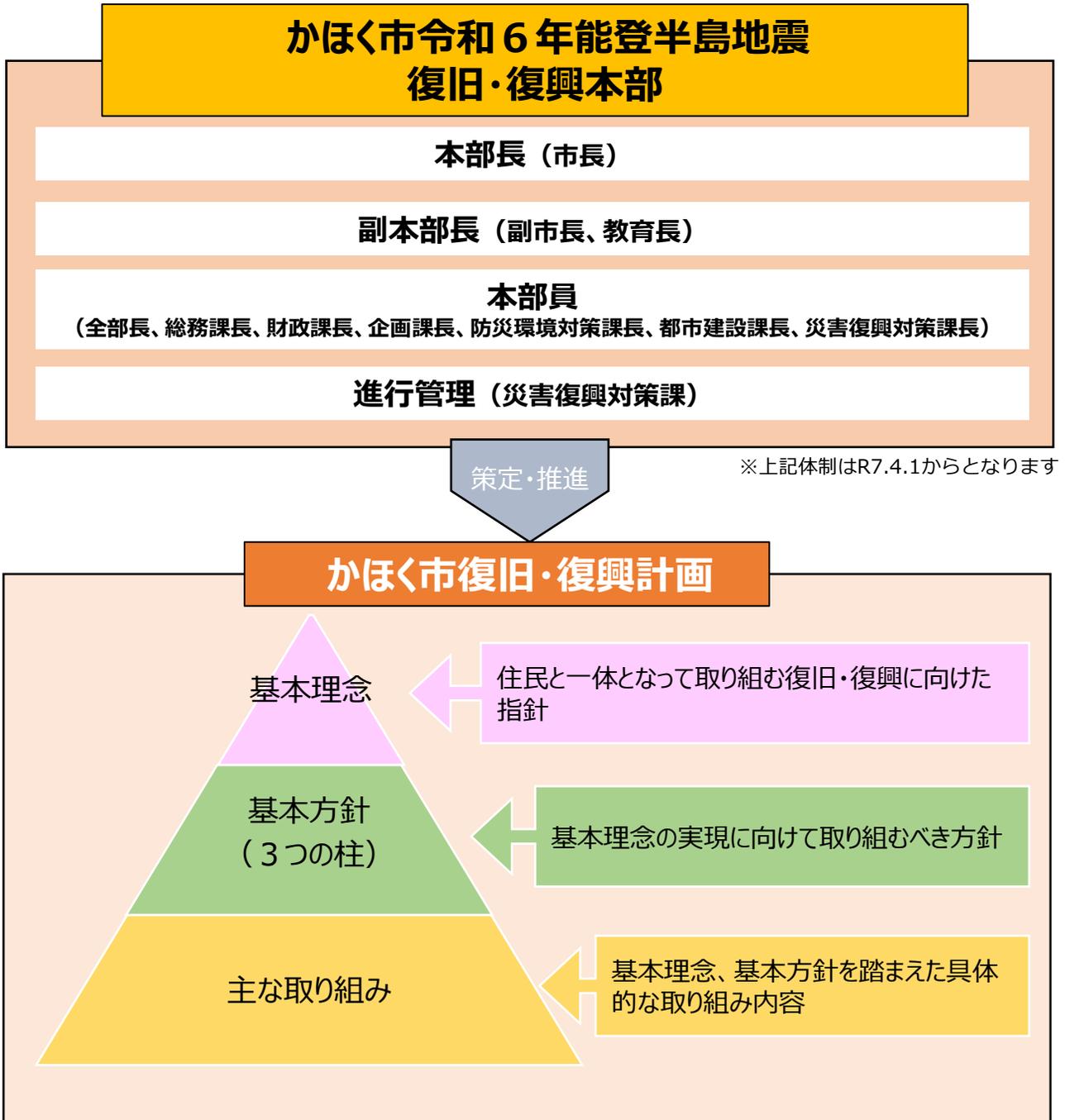
1.相談体制構築や助成金による支援 2.国・県の支援メニューの活用支援

4. 計画期間

計画期間は策定年度を含め概ね5年間とします。

5. 計画の推進体制

震災からの復旧・復興に向け、関係部局が連携して迅速かつ計画的に取り組みを推進するため、市長を本部長とする「かほく市令和6年能登半島地震復旧・復興本部」のもとで着実な復旧・復興の進行管理を行います。



第2章 基本方針別施策

A. 暮らし・住まいの再建

I. 生活再建に向けた支援

- 支援金、義援金などの支給や保険料の減免、生活家電の給与などにより、被災者の生活再建を支援します。
- 日常生活に必要不可欠な応急的な修理への補助並びに市営住宅の一時使用及び民間住宅のみなし仮設住宅制度による被災者の住環境再建を支援します。

1 被災者生活再建支援金

- 住家に被害を受けた世帯等に対し、被害の程度に応じて基礎支援金を支給するほか再建方法に応じて加算支援金を支給します。

2 その他、生活再建に向けた支援

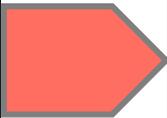
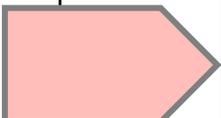
- 災害義援金を募集し、被災された市民へ配分します。
- 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた方に対し、見舞金を支給します。
- 被災に起因し家計が著しく変化した保護者に対し、児童生徒の学校に係る費用の一部を援助します。
- 応急仮設住宅等（賃貸型応急住宅、公営住宅等）に入居する者に生活家電（テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン）の給与を行います。
- 「準半壊」以上の被害を受けた住家について、屋根や床、壁、窓、台所、トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理にかかった費用を補助します。
- 被災者の市営住宅一時使用（最長2年間）、民間住宅の家賃補助（最長2年間）を実施します。
- 住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた方が、再建先となる県内の賃貸住宅や公営住宅に入居する際の契約に伴う費用を支援します。
- 住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた方が、再建先となる県内で住み替える場合に転居に要する費用を支援します。
- 土砂災害特別警戒区域に指定前から居住していた方で、再建が必要な際の移転費等を支援します。
- 災害で発生したごみをごみ処理施設に持ち込む際の施設使用料を免除します。
- 財産の2分の1相当の被害を受けた場合は、国民年金保険料の納付を免除します。
- 被災した危険物施設の設置許可申請・変更許可申請等の手数料を免除します。
- 災害により被災された方から相談があった場合には、利用可能な保育所等の紹介、受入れの調整等、被災保護者の支援を行います。

- 応急仮設住宅等に入居する高齢者世帯、要配慮世帯が安心した日常生活を送れるよう、見守り対策強化として緊急通報システムの設置により支援します。
- 要配慮者（障害者、高齢者、妊婦等の要支援者）の健康状態・生活状況の把握と必要なサービス利用を支援します。
- 自主防災組織に対し、資機材（ヘルメット、防災バッグ等）の整備や訓練等を支援します。
- 指定避難所及び福祉避難所の設備を改修し、機能強化を図ります。

《事業スケジュール》

| 主な取り組み | R6 | R7 | R8 | R9 | R10～ | 担当課 |
|---------------------------|----------------------------|----|----|----|------|---------|
| 被災者生活再建支援金 | 基礎支援金：～R8.1 加算支援金：～R9.1 | | | | | 防災環境対策課 |
| 災害義援金 | | | | | | 会計課 |
| 災害障害見舞金 | | | | | | 健康福祉課 |
| 就学援助 | | | | | | 学校教育課 |
| 応急仮設住宅入居者に対する生活家電の給与 | 県の施策方針により延長の可能性あり | | | | | 防災環境対策課 |
| 住宅の応急修理 | | | | | | 都市建設課 |
| 市営住宅、賃貸型応急住宅の一時提供 | 必要に応じて延長 | | | | | 都市建設課 |
| 再建先となる民間賃貸住宅、公営住宅への入居費用支援 | | | | | | 都市建設課 |
| 再建先への転居費用支援 | | | | | | 都市建設課 |

《事業スケジュール》

| 主な取り組み | R6 | R7 | R8 | R9 | R10～ | 担当課 |
|---------------------------|--|--|----|----|------|--------------------------|
| 土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業 |  | | | | | 防災環境対策課 |
| 災害廃棄物の受け入れ |  | | | | | 防災環境対策課 |
| 国民年金保険料の免除 |  | | | | | 保険医療課 |
| 危険物手数料の免除 |  | | | | | 予防課 |
| 二次避難等による被災者の受け入れ |  | | | | | こども家庭課 |
| 被災者見守り対策強化事業 | |  | | | | 長寿介護課 |
| 在宅の要配慮者の対応（健康相談・介護相談、訪問等） |  | | | | | 長寿介護課 健康福祉課 こども家庭課 |
| 地域防災強化支援事業 | |  | | | | 防災環境対策課 |
| 指定避難所等機能強化支援事業 | |  | | | | 防災環境対策課 |

A. 暮らし・住まいの再建

II. 住宅再建等の支援

- 被害が深刻な住宅等の公費解体を進め、住宅再建するための経済的支援を行います。
- 液状化等により被害を受けた宅地の復旧や罹災証明書が発行された住宅の耐震改修などについて支援します。

1 公費解体

- 被害の程度が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の被災住宅等を、市が解体・撤去します。また、上記住宅等を所有者等が自ら解体・撤去した場合には、公費解体と同様に策定した金額の範囲内の費用を償還します。

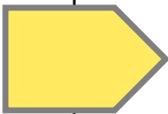
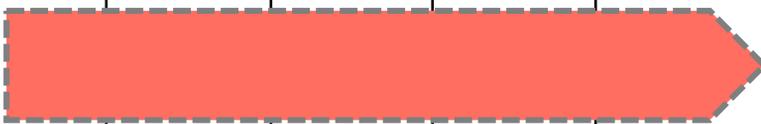
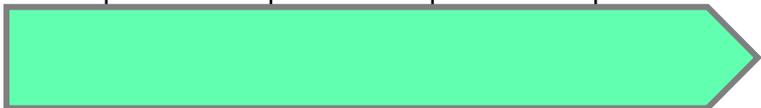
2 宅地の液状化対策

- 液状化等により被害を受けた宅地の復旧のため、所有者が実施する宅地の復旧を補助制度にて支援します。（補助率：事業費より50万円を控除した額の6分の5、上限額：9,583千円）
- 宅地と一体的に行われる道路等の公共施設の液状化対策に取り組みます。
（別記P.14「液状化被害の対策」を参照）

3 耐震診断、改修

- 旧耐震又は能登半島地震で罹災証明が発行された住宅の耐震改修について支援します。
（補助率：10分の10、上限額：2,500千円）

《事業スケジュール》

| 主な取り組み | R6 | R7 | R8 | R9 | R10～ | 担当課 |
|---------------------------------|----|--|----|----|------|---------|
| 被災家屋等の解体・撤去 自費による解体・撤去への費用償還 | |  | | | | 防災環境対策課 |
| 被災宅地等復旧支援事業 | |  | | | | 都市建設課 |
| 宅地液状化防止事業 | |  | | | | 都市建設課 |
| 住宅耐震化促進事業 | |  | | | | 都市建設課 |

Ⅲ. 土地境界の画定

○今回の地震により側方流動が発生し、土地境界に大きなズレが生じています。現況の土地境界と被災前の土地境界を土地の所有者間で確認し、場合によっては、土地区画整理事業の活用も検討しながら法務局と協議を進め、土地境界の画定に取り組みます。

1 土地境界の画定

●国土交通省、法務局と調整を図りながら、地籍調査事業(※1) や土地区画整理事業(※2)などの事業手法を活用しながら土地境界の画定作業に取り組み、令和12年度までの登記完了を目指します。

※1 地籍調査事業……市が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査して土地境界、面積、用途などを明確にし、正確な土地情報を把握する事業です。事業実施により、土地の所有権や利用権が明確になることで紛争の防止が図られることに加え、都市整備など公共事業の円滑な実施にもつながります。

※2 土地区画整理事業……効率的な土地利用のために土地の形状や面積を整理し、インフラの再整備も併せて行う事業であり、実施により地域全体の生活環境や利便性が向上します。

なお、事業実施の際に行われる道路の拡幅や緑地整備等に伴い減歩(所有地面積の減少)が生じるため、事業実施にあたっては事業区域内の地権者の同意が必須となります。



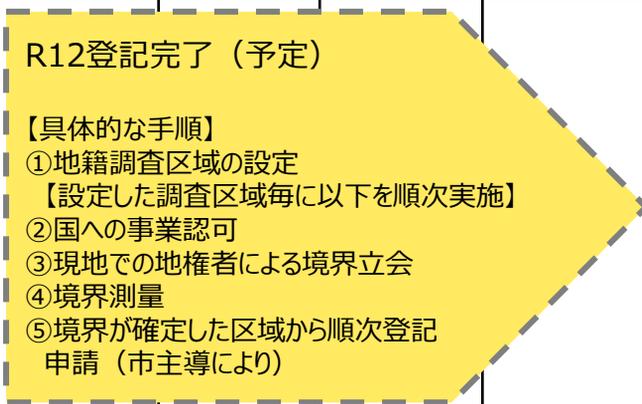
境界立会い (イメージ)



境界測量 (イメージ)

A. 暮らし・住まいの再建

《事業スケジュール》

| 主な取り組み | R6 | R7 | R8 | R9 | R10～ | 担当課 |
|---------|----|---|----|----|------|---------|
| 土地境界の画定 | |  <p>R12登記完了（予定）</p> <p>【具体的な手順】</p> <p>①地籍調査区域の設定 【設定した調査区域毎に以下を順次実施】</p> <p>②国への事業認可</p> <p>③現地での地権者による境界立会</p> <p>④境界測量</p> <p>⑤境界が確定した区域から順次登記申請（市主導により）</p> | | | | 災害復興対策課 |

※日程等に変更がある場合は、その都度HPにて更新していきます。

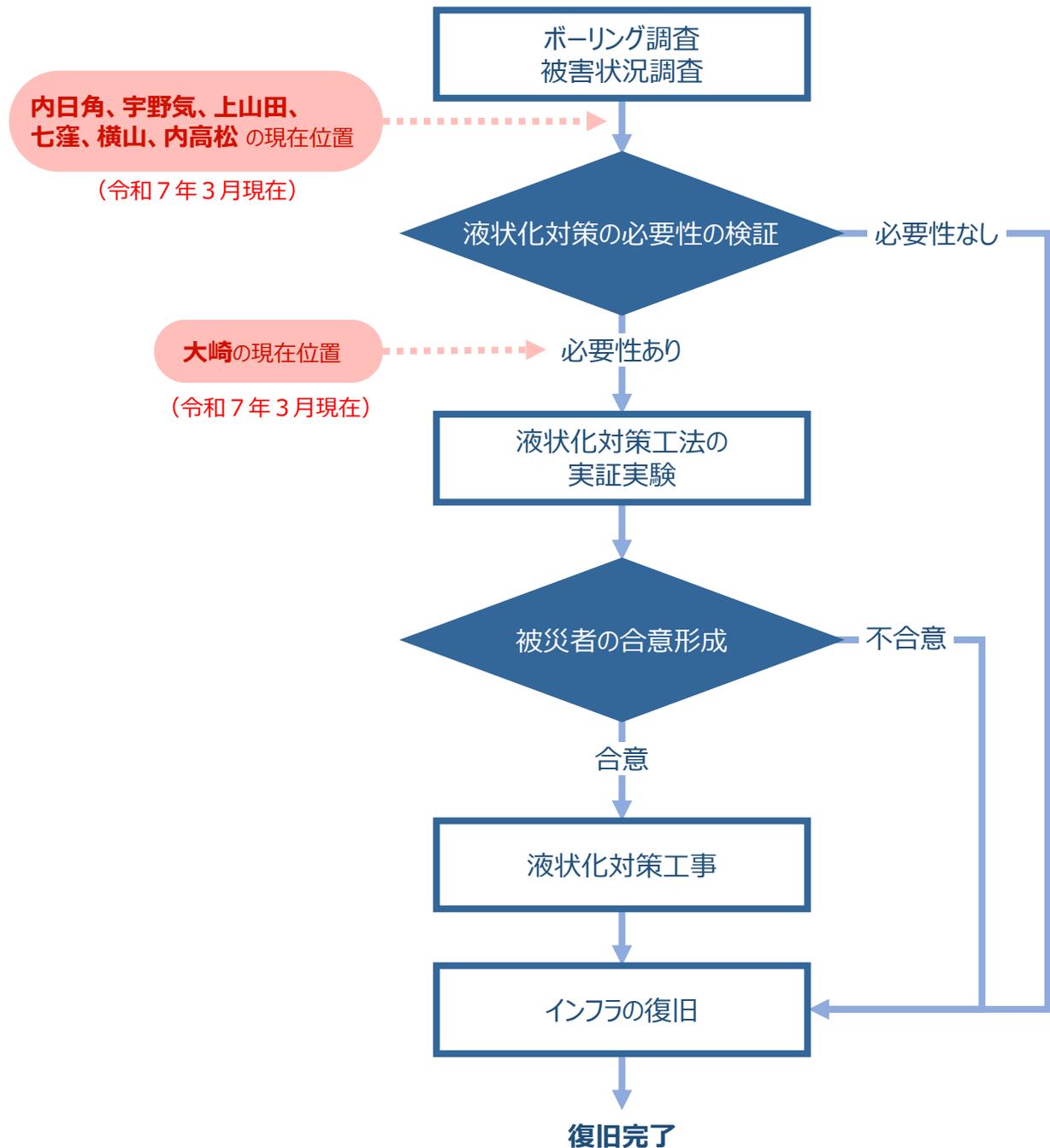
B. インフラの早期復旧【液状化被害地区】

I. 液状化被害の対策

○側方流動が発生し、特に著しい液状化被害が集中した大崎地区については、地形・地質等の条件を踏まえた対策工法を検討し、液状化被害の再発防止のための対策に取り組みます。その他の地区においては、調査後、対策の必要性を検討し対策に取り組みます。

1 液状化被害地区対策の復旧フロー

大崎、内日角、宇野気、上山田、七窪、横山、内高松など
液状化被害の著しい地区を対象としたフロー



B. インフラの早期復旧 【液状化被害地区】

かほく市液状化被害地区 全体図



縮尺 1:1000

B. インフラの早期復旧 【液状化被害地区】

大崎地区 液状化対策検討エリア



B. インフラの早期復旧 【液状化対策地区】

I. 液状化被害の対策

○側方流動が発生し、特に著しい液状化被害が集中した大崎地区については、地形・地質等の条件を踏まえた対策工法を検討し、液状化被害の再発防止のための対策に取り組みます。

1 液状化対策工法の検討

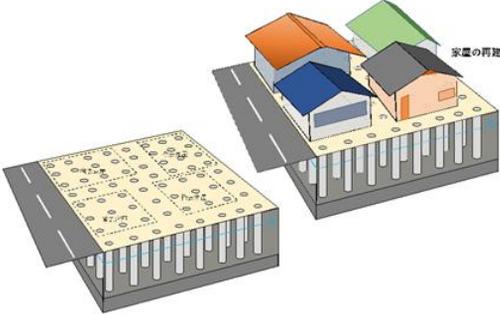
- 地形・地質等の調査を実施し、調査結果と大学教授などの専門家のアドバイスを踏まえて効率的な対策工法を検討します。

2 実証実験の実施

- 専門家のアドバイスや地権者との協議を踏まえ、実施箇所を決定した上で実証実験を実施し、対策工法の効果や対策時の地下水位・地盤の影響を確認します。

3 液状化対策工事の実施

- 実証実験の結果を踏まえて対策工法等の住民説明会を開催し、住民の同意が得られたブロックから順次、液状化対策工事（道路・水道・下水道施設を含む）を実施します。

| 対策工法 | 地下水位低下工法 | 地盤改良工法 |
|------|---|--|
| 概念 |  |  |
| 概要 | 宅地や道路の地下水位の高さを強制的に低下し、地表面下に非液状化層厚を確保し、その下の液状化層の厚さや液状化の程度を軽減する。 | 原地盤に圧入・振動等により砂杭等を造成し、杭間原地盤の密度を増大させて、地盤強度（N値等）を高めることで、液状化を抑制する。 |

液状化対策の工法

B. インフラの早期復旧【液状化対策地区】

《事業スケジュール》 担当課：都市建設課、災害復興対策課

| 主な取り組み | R6 | R7 | R8 |
|--------------|---------------------------|------------------------|------|
| 液状化対策工法の検討 | 液状化被害基礎調査、 対策方針検討、基本設計 | 測量、地質調査 (道路復旧の方針決定) | |
| 実証実験の実施 | ・実証実験 ・実施設計 | ・実証実験 ・準備工 | 実証実験 |
| 液状化対策工事の合意形成 | 地区説明会の開催など | | |

《住民同意から工事完了までのスケジュール》 担当課：都市建設課、災害復興対策課

| 主な取り組み | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---------------------|----------------------|---------|-----|------------|
| 液状化対策工事の実施 | ・住民同意の調整、協議 ・実施設計 | 液状化対策工事 | | 対策結果モニタリング |
| | <p>Aブロック</p> | | | |
| | <p>Bブロック</p> | | | |
| <p>Cブロック～最終ブロック</p> | | | | |
| 全ブロックの工事完了はR18年度を想定 | | | | |

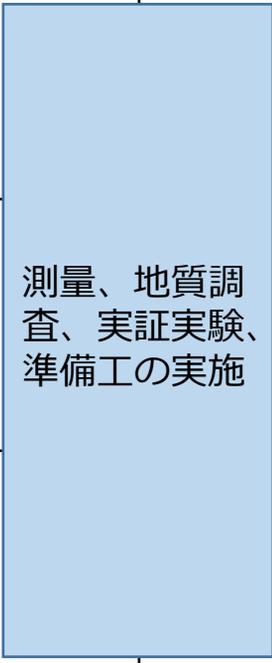
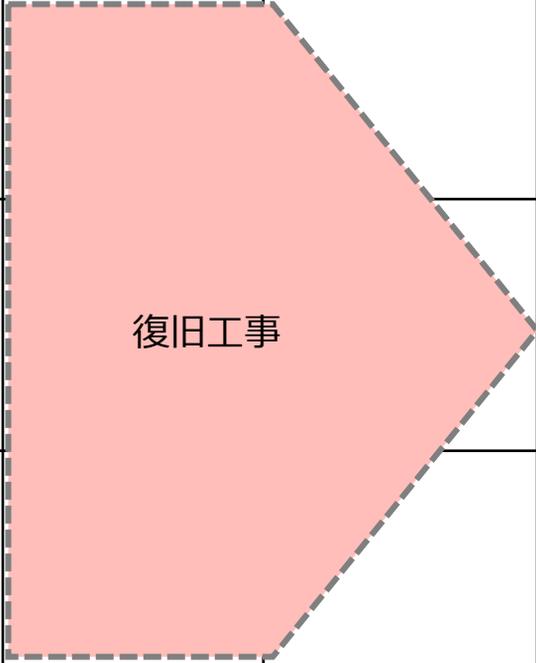
※液状化対策工事は、対象範囲を生活道路の通行経路及び施工業者の確保や地権者の同意状況などを勘案し、**複数のブロックに分けて順次実施する予定**としています。

※**工事期間は、各ブロックの状況等により異なる場合があります。**

B. インフラの早期復旧 【液状化対策地区】

液状化対策工事が必要な地区については、液状化対策工事実施時にあわせて、道路、上水道、下水道の復旧工事を実施します。

《事業スケジュール》 担当課：災害復興対策課、上下水道課

| 主な取り組み | R6 | R7 | R8 | R9 | R10～ |
|-------------------|--|---|---|----|------|
| 公共土木工事 (道路)の復旧 |  応急 工事 |  測量、地質調 査、実証実験、 準備工の実施 |  復旧工事 | | |
| 水道施設の復旧 | | | | | |
| 下水道施設の復 旧 | | | | | |

B. インフラの早期復旧【液状化対策を要しない地区】

Ⅱ. 公共土木工事の促進

○地震で被害を受けた道路、河川、公園等の復旧工事を行い、社会インフラの回復を図ります。

1 道路、公園等土木施設の復旧

- 被災した道路、河川、公園等の応急工事、本復旧工事を行います。

《事業スケジュール》

| 主な取り組み | R6 | R7 | R8 | R9 | R10～ | 担当課 |
|-------------|--|----|----|----|------|---------|
| 道路、河川、公園の復旧 |  | | | | | 災害復興対策課 |

Ⅲ. 上下水道施設工事の促進

○上下水道の管路の本復旧工事を進め、安定した水の供給と下水道処理を強化します。

1 上下水道施設の復旧、耐震化

- 被災管路の応急工事、本復旧工事を行います。
- 浄水場、配水池等の水道施設の耐震化に取り組みます。

《事業スケジュール》

| 主な取り組み | R6 | R7 | R8 | R9 | R10～ | 担当課 |
|----------|--|----|----|----|------|-------|
| 水道施設の復旧 |  | | | | | 上下水道課 |
| 下水道施設の復旧 |  | | | | | 上下水道課 |

B. インフラの早期復旧

IV. 農地・農業用施設工事の促進

○農地、農業用施設などの被害に応じた各種支援メニューの活用を検討し、農地等の保全、復旧に取り組みます。

1 農地の復旧

- 被害に応じて、災害復旧事業等の支援メニューの活用を検討します。

2 農業用施設の再建

- 被害に応じて、災害復旧事業等の支援メニューの活用を検討します。

《事業スケジュール》

| 主な取り組み | R6 | R7 | R8 | R9 | R10～ | 担当課 |
|-----------------|----|----|----|----|------|-------|
| 農地の復旧 | → | | | | | 農林水産課 |
| 農業用施設や農業水利施設の復旧 | → | | | | | 農林水産課 |



農業用施設、農地の被害状況

B. インフラの早期復旧

V. 地域コミュニティ施設等の再建促進

○地域コミュニティの維持を図るため、被災した地域のコミュニティ活動の拠点となる施設の再建支援やスポーツ施設の復旧に取り組みます。

1 地域コミュニティ施設の復旧、耐震化

- 被災した地域におけるコミュニティの場として長年利用されてきた、神社等の早期復旧を図るために、再建に要する経費を補助します。（補助率：8分の7、上限額：20,000千円）

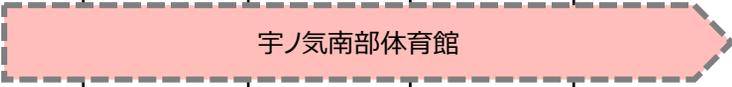
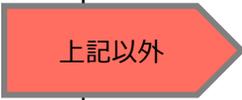
2 スポーツ施設の復旧

- 特に被害の大きかった大崎区にある「宇ノ気南部体育館」の復旧について、液状化対策の検討に合わせ対策を講じます。

3 私道などの復旧

- 被災した集落等における住民の生活環境の早期回復を図るため、公道と集落等を結ぶ生活道路である私道の復旧に係る経費の一部を支援します。（補助率：3分の2、上限額：12,000千円）

《事業スケジュール》

| 主な取り組み | R6 | R7 | R8 | R9 | R10～ | 担当課 |
|-----------------|---|----|----|----|------|---------|
| 地域コミュニティ施設の災害復旧 |  | | | | | 総務課 |
| 社会体育施設災害復旧 |   | | | | | スポーツ文化課 |
| 私道などの復旧 |  | | | | | 都市建設課 |

C. 地域産業の再建

I. なりわいの再建に向けた支援

○国や県と連携し、地域経済の担い手である中小企業、個人事業主等へ多様な支援を行い、なりわいの再建、地域経済の活性化に向けた取組を推進します。

1 相談体制構築や助成金による支援

- 県補助金等の額の確定を受けた中小企業者等に対し、市独自の上乘せ補助を実施します。
- 工場等立地助成金、本社機能移転助成金の活用相談・支援を実施します。

2 国・県の支援メニューの活用支援

- 国や石川県への補助金申請に必要となる売上減少の証明申請書を発行します。

《事業スケジュール》

| 主な取り組み | R6 | R7 | R8 | R9 | R10～ | 担当課 |
|--|--|----|----|----|------|-------|
| かほく市なりわい再生支援補助金 |  | | | | | 地域創生課 |
| 本社機能・工場等の移設等に係る助成金 |  | | | | | 地域創生課 |
| (国) 小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)、(県) 中小企業者持続化補助金(災害支援枠)の申請に必要となる売上減少の証明申請書の発行 |  | | | | | 地域創生課 |

第3章 今後の防災対策

市では、市民・事業者・行政等が相互に協力し、災害予防対策や災害応急対策に加え災害復旧対策などを組み合わせた総合的な防災対策を講じることにより市民の生命・財産を守ってきました。

今回の地震では、震度5強の揺れや液状化現象の発生・津波警報の発令で避難者数は最大1,099人、開設した避難所数は最大21カ所におよび指定避難所以外の自主避難所も開設されるなどあらかじめ作成していた計画等が十分に機能しなかった面や様々な困難な状況に加え、元日の夕刻、厳冬期の発災という季節的特徴の下で発生したこともあり、災害対応上教訓とすべき様々な課題が明らかになりました。

引続き、市民生命と財産を守るためには、今回の地震における災害対応を振り返ることで課題・教訓を整理し、今後の地震災害における応急対策・生活支援対策に活かしていくことが極めて重要であると考えており、次の取組みを通じて住民、地域、行政が一体となったより強固な防災体制を築き、将来の災害に備えます。

1. 災害対応力の強化

- ①災害発生時の被災者の命と尊厳を守るため、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換し、食料、トイレ、ベッド・入浴設備等の避難生活に必要な物資等の十分な備蓄などに配慮した地域防災計画等の見直しを進め、震災で得た教訓を生かした防災体制の確立に取り組みます。
- ②災害時に対応できる保健・医療・福祉の支援体制を強化するため、関係団体等との連携による支援体制の強化に向けた取組みの実施を進めます。

2. 地域防災力の強化

- ①災害は、いつでもどこでも発生し得ることを正しく認識し、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、住宅の耐震化や家具の固定、携帯トイレや食料等の家庭での備蓄等や、災害時に地域での助け合いができるよう、地域で行われる訓練や準備等の取組に積極的に参加するなど防災意識の醸成を図ることを進めます。
- ②自治会を主体とした自主防災組織による防災活動の支援や防災リーダー育成を推進し、地域防災力の向上を図ります。

3. 避難所等の機能強化

- ①今回の地震や過去の災害から得た教訓を基に、指定避難所等についてはスフィア基準を十分に踏まえた避難所環境の改善や地震被害想定調査に基づく備蓄の充実を図ります。
- ②避難所外避難者への対応を支援していくことに加え、災害関連死を防ぐため、避難所の環境づくりや福祉避難所の機能強化に努めます。

4. 防災におけるデジタル技術の活用

- ①地震や豪雨における被害や検証等を踏まえ、住民への確実な情報伝達手段を確保するため、防災行政無線の更新や防災アプリの拡充などによる住民へきめ細かい情報発信を行います。
- ②地域防災計画のデジタル化や国の防災システムとの共有など※防災DXを効果的に活用し防災体制の強化を図ります。

※防災DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、デジタル技術を活用して災害対応の効率化と高度化を図る取り組み

これらの取組みを通じて、住民、地域、行政が一体となったより強固な防災体制を築き、将来の災害に備えます。安全で安心な暮らしを実現するために、自助・公助・共助の精神に基づき、地域全体で協力し合い、今後も最善の対策を講じていきます。

かほく市復旧・復興計画

令和7年3月

発行：石川県かほく市

編集：かほく市地域政策部企画振興課
〒929-1195 石川県かほく市宇野気二81番地
TEL 076-283-1111（代表）
076-283-1112（直通）
E-Mail kikaku@city.kahoku.lg.jp
市公式HP <https://www.city.kahoku.lg.jp>